

19日玩協第1200号
平成20年1月31日

STマーク使用許諾契約者各位

社団法人 日本玩具協会
会 長 高須 武男
(会長印省略)

STマーク管理者研修の実施について

皆様には、当協会の事業実施につき御協力を賜っておりますことに御礼を申し上げます。

さて、昨年7,8月に実施した平成19年度STマーク表示適正化調査において、不適正表示が判明した商品につき、適宜、対応を進めてきましたが、このほど終了いたしました。

また、当該表示調査とは別に、STマークの不適正表示や食品衛生法違反の事案が判明しております。(別紙1：社告回収のあった事案)

これら事案は、概ね次のケースに整理されます。

- (1) ST検査結果が出る前に販売し、後で検査不合格が判明した事案
- (2) 未検査のままSTマークを付して販売した事案
- (3) ST検査に合格したが、その後に販売した商品はST基準(又は食品衛生法の基準)に適合していないことが判明した事案

こうした事案は、違反した企業にSTマーク契約義務を遵守する意識が薄かったことや企業内のSTマーク管理体制の不備によるものですが、当協会としましては、これらの事案を踏まえ、ST制度面においても措置を講ずることし、本年1月24日開催の理事会において別紙2の対策を講ずることを決定いたしました。

また、本年4月公布予定の食品衛生法玩具規制の改定を踏まえ、ST基準におきましても第3部(化学的安全性)を改定することになりました。

つきましては、これらの状況等を併せ、STマーク使用許諾契約者全社を対象として、下記のとおり、「STマーク管理者」研修を実施させて頂くことになりましたので御案内させて頂きます。

東京 日時 平成20年2月19日(火)
午後1時30分 開場、午後2時 開会
会場 東京ファッションタウンビル(TFTビル)
研修室905・906号室
東京都江東区有明3丁目1番

大阪 日時 平成 20 年 2 月 25 日(月)、26 日(火)
午後 1 時 30 分開場、午後 2 時開会
会場 たかつガーデン
コスモス
大阪府大阪市天王寺区東高津町 7 番 11 号

(参考) 日本玩具協会の ST マーク適正表示推進対策について (方針) の要旨

1. ST 判定前販売防止対策

「出荷予定日」の 3 日前までに合否判定が出ていない場合は、申請企業の「ST マーク管理者」及び「ST マーク申請担当者」に対し注意喚起のメールを自動配信する。(今年度内を目途に ST システムを改修)

2. 未検査品対策

(1) 「ST マーク検索サイト」の設置

日玩協のホームページ上に「ST マーク検索サイト」を作り、ST マーク番号で合格品かどうかを消費者や玩具小売店が検索できるようにする。

(2) 「検査合格通知書 (兼 ST マーク使用許諾)」を流通で使用することを推奨し、未検査商品の市場での流通を防止する。

3. ST 合格品における基準不適合製品対策

ST マーク使用契約では、契約企業は、ST マークを付けて販売するには、検査に合格するとともに、合格品と同じ安全性能のものを出荷する必要がある。当協会としては、各企業に自主的に取組を進めるよう促すとともに、企業の対応を支援するための措置 (鉛単独の検査を検査メニューに追加するなど) を講じていく。

なお、市場での試買調査 (ST 基準適合調査: 検査項目中、塗装からの鉛・塩化ビニル樹脂のフタル酸エステル) を実施強化する。